

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3230号)

令和7年7月10日

横 情 審 答 申 第 3230 号

令 和 7 年 7 月 10 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年5月12日総人第197号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1)令和4年10月18日付 個人情報本人開示請求（令和4年9月27日付
請求者本人に対し教育長および総務局長名で発出された告知書について、発
出にかかる資料全て）に対する開示決定について、公印申請に関する資料全
て(2)令和5年1月23日付 個人情報本人開示請求（令和4年10月18日付けに
請求した個人情報本人開示請求について、市民情報課、総務局人事課、教育
委員会職員課、東部学校教育事務所教育総務課が保有する事前協議に関する
資料全て）に対する開示決定について、公印申請に関する資料全て(3)令和5
年2月20日付 個人情報本人開示請求に対する開示決定について、公印申請
に関する資料全て 上記のうち、総務局人事課に係る文書」の個人情報非開
示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「(1)令和4年10月18日付 個人情報本人開示請求（令和4年9月27日付 請求者本人に対し教育長および総務局長名で発出された告知書について、発出にかかる資料全て）に対する開示決定について、公印申請に関する資料全て(2)令和5年1月23日付 個人情報本人開示請求（令和4年10月18日付けに請求した個人情報本人開示請求について、市民情報課、総務局人事課、教育委員会職員課、東部学校教育事務所教育総務課が保有する事前協議に関する資料全て）に対する開示決定について、公印申請に関する資料全て(3)令和5年2月20日付 個人情報本人開示請求に対する開示決定について、公印申請に関する資料全て 上記のうち、総務局人事課に係る文書」を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和5年3月31日付で行った上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第25条第2項に該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

公印申請は、横浜市公印規則（昭和36年8月横浜市規則第50号）第7条による押印手続として、文書管理システムを用いて、公印の使用について申請及び承認を行うものであるが、当該システムを用いた起案用紙や保存文書等の画面には申請者・承認者の氏名は記載されず、このほか、実施機関関係課において個別に公印承認に関わる台帳等を整備している事実もないことから、本件保有個人情報は、作成又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意

見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件保有個人情報の全部の開示を求める。
- (2) 公印申請した職員が公印承認をする職員へ施行政案の用紙を提出し、公印承認者が提出された施行政案の用紙と文書管理システム上の施行政案を確認した上で、公印承認をするという業務は当然、責任を伴うものであるので、その責任の所在を文書管理システム上で確認できる方法について、精査を願う。
- (3) 非開示とする合理的理由の記載がない。
- (4) 文書管理システムの操作に関しては、役所や所属等によって権限付与が異なるため、本件に関わる全ての職員が確認する必要があると考える。再度、文書管理システム上で確認できる方法について、精査を願う。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 本件保有個人情報について

審査請求人は、開示請求書別紙1に「*④～⑥については、例えば誰（所属、職員名）が、いつ、公印申請をして、誰（所属、職員名）が公印承認をしたかがわかる文書管理システムの画面コピーなど」と記載している。

そのため、本件保有個人情報は、同④から⑥までの開示決定についての公印申請及び承認に関して、文書管理システムを含めて誰が公印申請及び公印承認をしたかが分かる保有個人情報のうち、総務局人事課に係る保有個人情報であると解される。

- (3) 本件保有個人情報の不存在について

ア 実施機関の説明

本件保有個人情報の不存在について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

- (イ) 本件保有個人情報に係る公印申請及び公印承認については、横浜市内で行政文書の起案等に用いる文書管理システムを用いて行った。当該システムでは、操作者の氏名が画面上部に表示されるものの、公印申請も公印承認も、操作

を終えて作業が完了すると、申請画面や承認画面を再度表示することはできない。

(イ) また、作業の過程において画面を保存しておく必要はないことから、申請画面や承認画面を印刷することや、画面のスクリーンショットを取得することとは行っていない。

(ウ) 仮に、起案文書を印刷した場合には、起案用紙の公印承認欄に承認した公印の数は表示されるが、公印承認の申請者や承認者の氏名は表示されないの
で、当該申請者や承認者が記載された起案文書は存在しない。

(エ) 公印申請簿及び公印承認簿

公印を押印する過程は、文書管理システム上で完結してしまうため、個別に「公印申請簿」及び「公印承認簿」といった文書を作成しない限り、公印の使用の申請者・承認者の氏名が記載された文書及び記録は作成されない。

本件の申請者側である総務局人事課では、公印申請に当たり上記のような文書及び記録は作成しておらず、公印承認者側の総務局総務課においても、そのような文書及び記録は作成していない。

(オ) 公印承認に関わる台帳等

そのほか、総務局内において個別に公印承認に関わる台帳等を整備している事実もなく、存在しない。

(カ) したがって、本件保有個人情報取得し、作成していないので、保有していない。

イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 板垣勝彦、委員 飯島奈津子、委員 山本窓亜

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 5 年 5 月 12 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 5 年 6 月 8 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
令 和 7 年 5 月 1 日 (第42回 第四部会)	・ 審議
令 和 7 年 6 月 2 日 (第43回 第四部会)	・ 審議